

トンネルじん肺訴訟判決結果概要

1 事件の概要

トンネル建設工事で粉じん作業に従事した労働者が、じん肺に罹患した責任は国にあるとして損害賠償を請求した訴訟。

2 判決

	東京地裁判決 18. 7. 7	熊本地裁判決 18. 7. 13	仙台地裁判決 18. 10. 12
違法とされた箇所	○規制権限不行使 ・防じんマスクの使用の重畳的義務付け ・粉じん濃度測定義務付け ・エアラインマスクの使用の義務付け	○規制権限不行使 ・防じんマスクの使用の重畳的義務付け ・粉じん濃度測定義務付け ・散水措置の具体的な義務付け ・発破退避時間確保の義務付け	○規制権限不行使 ・防じんマスクの使用の重畳的義務付け ・粉じん濃度測定義務付け
違法とされた期間	昭和61年末以降	昭和35年4月以降	昭和61年11月以降
認容金額	1人当たり 最大220万円 計 6,930万円 ※ じん肺管理区分2, 3, 4の者すべてについて認容 ※ 原告49名中44名	1人当たり 最大330万円 計 2億5,931万8,693円 ※ じん肺管理区分2, 3, 4の内、労災補償の対象者について認容 ※ 原告196名中160名	1人当たり 最大330万円 計 2億7,060万円 ※ じん肺管理区分2, 3, 4の者すべてについて認容 ※ 原告139名中86名
控訴等	7月19日、東京高裁に控訴	7月19日、福岡高裁に控訴	10月19日、仙台高裁に控訴